○外務省告示第八十九号

平成三十年二月二十六日にジブチで、ジブチ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

平成三十年三月十二日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億五千万円

3　署名者

日本側　米谷光司在ジブチ大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

○外務省告示第九十号

平成三十年二月二十七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における連邦直轄部族地域における生計回復計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

平成三十年三月十二日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　連邦直轄部族地域における生計回復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億六千万円

3　贈与の供与期限　平成三十年八月三十一日

4　署名者

日本側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合食糧農業機関側　ミナ・ドウラッチャヒ在パキスタン代表

○外務省告示第九十一号

平成三十年二月二十七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるパキスタン口蹄疫対策強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

平成三十年三月十二日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　パキスタン口蹄疫対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億九千七百万円

3　署名者

日本側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合食糧農業機関側　ミナ・ドウラッチャヒ在パキスタン代表

○文部科学省告示第五十一号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十一条の規定に基づき、平成三十年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間等を次のとおり告示する。

平成三十年三月十二日

文部科学大臣　林　芳正

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司書	七月十七日～九月二十日	七十名	四月九日～六月二十九日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇の三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二一一
	司書補	七月十七日～八月二十五日	四十名			

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
聖徳大学	司書	七月二十三日～九月十三日	百二十名	四月二日～五月二十五日	作文及び書類審査	千葉県松戸市岩瀬五五〇 聖徳大学　一号館 電話〇四七（三六五）三六〇一
	司書補	七月二十七日～八月三十日	五十名			
明治大学	司書	七月十九日～九月十四日	百名	四月二日～五月七日	作文及び書類審査	東京都千代田区神田駿河台一の一 明治大学駿河台キャンパス 電話〇三（三二九六）四四二三
	司書（メディア）	七月三日～三月四日	八十名			
鶴見大学	司書	七月十三日～九月十九日	百二十名	四月二日～六月一日	作文及び書類審査	神奈川県横浜市鶴見区鶴見二の一の三 鶴見大学 電話〇四五（五七四）八六二三
	司書補	七月十三日～九月十九日	五十名			
愛知学院大学	司書	七月九日～九月十八日	百二十名	四月二日～五月十日	作文及び書類審査	愛知県日進市岩崎町阿良池一二 愛知学院大学日進キャンパス 電話〇五六一（七三）一一一一
	司書補	七月九日～九月一日	五十名			
桃山学院大学	司書	七月二日～九月二十八日	百五十名	五月十日～五月二十八日	作文及び書類審査	大阪府和泉市まなび野一の一 桃山学院大学和泉キャンパス 電話〇七二五（五四）三一三一
別府大学	司書	八月十六日～十月二十日	百二十名	四月一二十日～六月二十五日	作文及び書類審査	大分県別府市大字北石垣八二 別府大学校舎 電話〇九七七（六六）九六三五
	司書補	八月十六日～九月二十八日	三十五名			

備考　受講の申込手続は、各大学において行う。詳細は、各大学へ直接問い合わせること。

実施細目の変更については、文部科学省又は各大学のホームページを参照すること。

○厚生労働省告示第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信